# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年5月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎 4 階全員協議会室

#### 会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画の承認について

議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につい て

議第 5号 三条市農業再生協議会委員の推薦について

議第 6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告事項 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について

報第 2号 正副部会長会議の結果報告について

報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 4号 作付変更届について

報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 出席委員 33名

邉 一 英 委員 2番 村 山 佐喜雄 委員 1番 渡 3番 嘉 藤 太加雄 委員 4番 田吉 則 委員 藤 5番 棄 原 一 郎 委員 6番 野 﨑 文 夫 委員 7番 五十嵐 秀 一 委員 澤 正 委員 8番 蒲 之 委員 委員 9番 大 桃 伸 10番 眞 野 薫 11番 坂 井 良雄 委員 12番 大 竹 正 信 委員 13番 利 委員 羽 生俊 委員 原 正 14番 昭 委員 15番 刈 屋 夫 委員 16番 佐 藤 満 17番 捧 譽 委員 内 山 委員 18番 清 裕 委員 委員 19番 佐 藤 雄 20番 村 井 善一郎 21番 部 新一郎 委員 22番 部 真佐雄 委員 阿 阿 委員 23番  $\mathbf{H}$ 邉 稔 24番 3p 部 銀次郎 委員 25番 野 秀 作 委員 26番 星 野 英 治 委員 清 28番 渡邊 勝 夫 委員 29番 熊 倉 睦 委員 30番 原 田 勝 委員 31番 小 林 茂 宏 委員

32番 坂 井 浩 行 委員 33番 横 山 一 雄 委員

34番 廣川 哲也 委員

欠席委員 1名

27番 内 山 敏 雄 委員

# 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 堀 雅 志

経営基盤係副参事 渡辺正美

経営基盤係主任 堀 江 定 昭

経営基盤係主任 佐藤 久美子

午前9時30分 開会及び開議

## 議長 (野﨑会長)

それでは、定刻になりましたので、これより5月の定例総会を開会したいと思います。 (挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席33名、 欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。2番、村山佐喜雄委員、33番、横山一雄委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

## 議長 (野﨑会長)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

#### 事務局(堀事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明いたします。

それでは、戻りまして1ページの18番から順にご説明いたします。なお、利用権を 設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載 のとおりですので、説明を省略させていただきます。

18番は、原地内の農地2筆、1,926㎡を相対で新規に利用権設定をするものです。

続きまして、19番から2ページの21番までの3件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

# 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

12番、大竹正信委員。

## 第1調査部会長(12番大竹正信委員)

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、5月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、 部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時 15分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定1件、再設定3件、合計件数4件、面積1万8,792㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

## 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、挙手をし、発言を求め、議長の許可を 得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

#### 議長 (野﨑会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題 といたします。

事務局、説明願います。

#### 事務局 (堀事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計面積780㎡であります。

11番は、直江町3丁目地内の農地1筆、397㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため売買により取得するものであります。価格は、10a当たり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円であります。

12番は、楢山地内の農地2筆、383㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため 売買により取得するものであります。価格は、10 a 当たり $\bigcirc$ 万円であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。 12番、大竹正信委員。

## 第1調査部会長(12番大竹正信委員)

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、面積780㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

## 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきま しては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

## 議長 (野﨑会長)

続きまして、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

#### 事務局(堀事務局長)

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計106. 92 ㎡であります。

4番は、柳川新田地内の農地1筆、66㎡を既存宅地400.23㎡と一体利用し、 農家住宅1棟及び車庫兼物置1棟の用地として利用したいものです。場所につきまして は、旭小学校北側200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、 農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、5番は、東大崎1丁目地内の農地2筆、40.92㎡を道路及び排水路の用地として利用したいものです。場所につきましては、大崎小学校北側500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。 12番、大竹正信委員。

# 第1調査部会長(12番大竹正信委員)

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積106.92㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

## 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった 後に許可といたします。

#### 議長 (野﨑会長)

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

#### 事務局(堀事務局長)

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。今月の申請は3件で、合計4, 676. 04 ㎡であります。

7番は、西本成寺2丁目地内の農地3筆、444㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約○万○、○○○円であります。場所につきましては、県央工業高等学校南西600m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8番は、曲渕2丁目地内の農地9筆、4,087.04㎡を売買により取得し、分譲地18区画、道路、公園等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,○○○円であります。場所につきましては、月岡小学校北側600m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、9番は、東大崎1丁目地内の農地4筆、145㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、大崎小学校北側500m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。 12番、大竹正信委員。

## 第1調査部会長(12番大竹正信委員)

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積4,676.04㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。以上です。

#### 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった

後に許可といたします。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さんでした。

# 議長 (野﨑会長)

続きまして、議第5号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

## 事務局(堀事務局長)

それでは、議第5号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』ご説明いたします。 議案書の6ページをお願いいたします。議第5号参考でございます。当協議会につき ましては、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業 の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するた めの行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を 図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成、確保等に資す ることを目的とした組織であります。

5月1日に開催いただきました互選会におきまして、当再生協議会の委員さんにつきましては2番、村山委員、6番、野﨑委員及び15番、刈屋委員の3名の方を推薦させていただいたところでありますが、任期が来月、6月28日に満了になることから、新たに委員3名の推薦依頼が参っているところでございます。任期は2年間でございます。以上であります。

## 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

三条市農業再生協議会3名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をいたしまして自由な意見の交換をお願いいたします。

しばらく休憩いたしますので。

(午前9時55分から午前9時56分まで休憩)

# 議長 (野﨑会長)

それでは、会議を再開いたします。

ただいま休憩中の意見交換に基づき、議長一任ということで、3名全員が留任することで異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

## 議長 (野﨑会長)

異議ないものと認め、2番、村山佐喜雄委員、6番、野﨑文夫、15番、刈屋一夫委員、以上3名を推薦しますので、よろしくお願いいたします。

#### 議長 (野﨑会長)

続きまして、議第6号『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』 『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

## 事務局(堀事務局長)

それでは、議第6号『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』ご説明いたします。

議案につきましては、別冊となっておりますので、ごらんをいただきたいと思います。 このことにつきましては、3月の総会で(案)としてお諮りをし、4月1日から4月3 0日まで農業委員会事務室及びホームページで縦覧を行い、農業者等からのご意見を求めましたが、ご意見はございませんでした。

そこで、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画をお手元の冊子のとおりとしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

# 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で皆様のほうから何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。

しばらくにしてないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、 報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

## 議長 (野﨑会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略 をいたします。

#### 議長 (野﨑会長)

それでは、最初に報第2号『正副部会長会議の結果報告について』、事務局より報告を 願います。

#### 事務局(堀事務局長)

(別添報告書により説明)

# 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、報第2号の報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ないようですので、私のほうからお願いの点がございます。研修に当たっては、公費で行きますので、全員参加という形の中でお願いしたいと思います。そうでないと予算

をカットされるおそれも出てきますので、どうかよろしくお願いいたします。服装については、6月の総会のときに説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

そのほかございませんでしょうか。

ないようですので、報第2号の報告を終了いたします。

続きまして、報第3号から報第5号まで、続けて事務局より報告願います。

(別添報告書により説明)

## 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、報第3号から報第5号の報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

# 議長 (野﨑会長)

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調查部会長、21番、阿部新一郎委員。

# 第2調査部会長(21番阿部新一郎委員)

来月は、第2調査部会の当番でございます。日程は、6月26日午後3時から厚生会 館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上でございます。

#### 議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。 以上をもちまして定例総会を閉会したいと思います。

午前10時40分 閉会

三条市農業委員会会長 議事録署名委員(2番)

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

議事録署名委員(33番)